

地方税法第72条の17第9項の規定による標記について、次のとおりその取扱いを定めたので事務処理上いかならないようにされたい。

(直接事業の用に供する資産の範囲)

1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の49の12第9項の直接事業の用に供する資産は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第35条の3の7に規定する固定資産及び生物に限られるのであるから、土地、建物及びその附属設備、構築物並びに無形固定資産は、これに含まれないものであること。

2 直接事業の用に供する資産とは、具体的には、その減価償却額又は減価の価額が事業の所得の計算において必要な経費に算入される固定資産又は生物をいうものであること。

従つて、たな卸資産として保有している資産又は事業の用に供さないで貯蔵している資産はこれに含まれないものであるから留意すること。ただし、減価償却が認められている遊休設備については、直接事業の用に供する資産の範囲に含めて取り扱うものとする。

3 事業の用に供しなくなつた日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行なわれたかどうかは、もとより個々の資産について現実にその事業の用に供しなくなつた日を基礎として判定すべきものであるが、事業の用に供しなくなつた日が明らかでない場合においては、その資産に係る減価償却額又は減価の価額が必要な経費に計算された最後の年の末日において事業の用に供しなくなつたものとして取り扱うこととしてもさしつかえないこと。なお、事業の用に供しなくなつた日の翌日から1年を経過した日の前日とは、事業の用に供しなくなつた日の1年後の対応日をいうものであること。

(譲渡の範囲)

4 法第72条の49の12第9項の譲渡とは、売買のほか競売、公売、交換、収用、出資等による譲渡を含むのであるが、贈与については、その性質上事業の所得の計算上控除すべき譲渡の損失は生じないものであること。

なお、譲渡担保に供した資産については、債務者がその資産に附した買もどし権又は再売買の予約権の行使をなし得なかつたため、当該資産が名実ともに債権者の所有に帰した場合に限り、ここにいう譲渡に含まれるものであること。

(譲渡の行なわれた日)

5 譲渡の行なわれた日は、原則としてその資産の所有権の移転の日とするが、その時期が明らかでない場合においては、譲渡契約の効力の生じた日とすること。ただし、譲渡担保に供した資産については、4によりその譲渡のあつたとされた日とし、割賦売却の場合においては相手方にその占有を移転したときに譲渡があつたものとして取り扱うこととしてもさしつかえないこと。

(譲渡による損失)

6 譲渡したために生じた損失の金額は、譲渡した資産の価額及びその譲渡のために要した費用の合計額と譲渡価額との差額に相当する金額によるものであること。

(譲渡した資産の価額)

7 譲渡した資産の価額は、原則として譲渡のときにおける帳簿価額によるものであること。この場合において割増償却又は特別償却の対象とされている資産の帳簿価額は、これらの償却額を含めて控除後の帳簿価額によるものであること。

8 総合償却法又は分別償却法により減価償却をしている資産のうちの個々の資産の帳簿価額は、当該設備の種類又は区分等により一括して算出した償却額の総額をその個々の資産について見積られる実際の耐用年数により計算される償却額の比によつてあん分して計算した額の毎年の累計額をその個々の資産の取得価額から控除した金額とすること。

ただし、当該個人が個々の資産の実情に応じ、おおむね適正な帳簿価額を算出しているときは、その金額によるものとしてもさしつかえないこと。

9 昭和27年12月31日以前に取得した資産の帳簿価額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第61条の規定により計算した金額によるものとする。

10 耐用年数1年未満の固定資産又は取得価額若しくは製作価額10万円未満の固定資産で、その全額を必要な経費としたものについては、帳簿価額はないものであること。

11 帳簿価額が明らかでない資産については、取得価額(取得の時期が昭和27年12月31日以前のものにあつては、9に準じて補正した価額)又は資産の再調達価額(再調達価額が明らかでないときは、当該資産と同種類又は類似の資産の新品価額)を基礎として、次の算式により計算した金額をもつて帳簿価額としても差し支えないこと。

(1) 平成19年3月31日以前に取得をされたもの

$$p(1 - 0.9(n2 / n1))$$

(2) 平成19年4月1日以後に取得をされたもの

$$p(1 - (n2 / n1))$$

$$p = \text{取得価額又は再調達価額}$$

n1 = 当該資産の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40大蔵省令15)に定める耐用年数をいう。)

n2 = 当該資産の取得の日から譲渡の日までの経過年数(経過年数が明らかでないときは、見積つた経過年数)

この場合の経過年数は暦に従つて計算し、1年未満の月数(1月に満たない日数は切り上げる。)は(月数/12)として加算するものとする。

12 中古資産として取得した資産で帳簿価額の明らかでないものの帳簿価額は、当該資産の再調達価額(再調達価額が明らかでないときは、当該資産と同種類又は類似の資産の新品価額)を基礎として11の算式により計算した金額によるものとする。

この場合における法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条の規定にかかわらず、新品の場合の耐用年数によるものであること。
(譲渡に要した費用)

13 譲渡に要した費用とは、資産の譲渡に当つて支出した仲介手数料、当該資産の取はずし費、荷役費、運送保険料等をいうものであること。

なお、当該資産の維持又は管理に要した費用は、事業の所得の計算上必要な経費に算入されるものであるから譲渡に要した費用には含まれないものであることに留意すること。

(譲渡価額)

14 資産の譲渡価額は原則として、その収入金額によるものであるが、その資産の適正な時価に比して著しく低額の譲渡が行なわれた場合においては、時価とその譲渡価額との差額については贈与が行なわれたものとみなして取り扱い、当該金額を収入価額に加算するものとする。従つて、これらの場合における譲渡による損失の算定の基礎となる譲渡価額は時価によることとなるものであること。

15 時価に比して著しく低額であるかどうかは、おおむね時価の7割以下であるかどうかによるものとする。

16 金銭の譲渡を伴わない交換により譲渡した資産の譲渡価額は、帳簿価額により譲渡があつたものとして取り扱うものとする。

17 交換により資産を譲渡する場合で、当該資産とともに交換差金等を交付し又は取得しているときにおける当該譲渡した資産の譲渡価額は、その結果取得した資産の取得価額から交付した交換差金等の額を控除した金額又は当該取得価額に取得した交換差金等の額を加算した金額によるものとする。

18 譲渡担保に供した資産の譲渡の場合におけるその譲渡価額は時価によるものとする。

19 資産の適正な時価は、当該資産と同種類の資産の市場価額を参考として決定すべきであるが、時価の決定が困難であるものについては、当該資産の再調達価額等を基礎として11の算式により計算した金額をもつて時価としてもさしつかえないこと。

(資産の一括譲渡)

20 資産を一括して譲渡した場合においては、もとより個々の資産ごとに譲渡による損失を算定すべきものであるが、個々の資産ごとの譲渡価額が明らかでない場合においては、譲渡した資産を一括して譲渡による損失を算定してもさしつかえないこと。

(営業の譲渡)

21 営業の譲渡に伴ない引き渡した資産の譲渡価額は、帳簿価額により譲渡したものとして取り扱うこと。

(譲渡による損失の控除の時期)

22 資産の譲渡による損失は、その資産を譲渡した年の事業の所得から控除するものであること。ただし、事業を廃止した場合において、その事業を廃止した日の翌日から1年を経過した日の前日までの間に資産を譲渡したために生じた損失については、当該事業を廃止した年分の事業の所得から控除することができるものとする。

(申告)

23 資産の譲渡による損失は、個人事業税の申告書に記載してその提出期限(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該提出期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで)に申告している場合を含む。)までに提出がない限り認められないものであること。ただし、当該資産の譲渡が申告書の提出後において、遡つて確定した等特別の事由がある場合においては、すでに提出した申告書について訂正の申出があつたときにおいてもこれを認めることとしてさしつかえないこと。

24 事業を廃止した場合においてはもとよりその事業廃止の日から1月以内に申告書を提出しなければならないのであるが、その申告書を提出した後において資産を譲渡したため生じた損失がある場合において、その旨の申出があつたときは、これを認めるものとし、既往にさかのぼつて課税額を更訂するものとする。

(繰越控除)

25 事業用資産の譲渡による損失については、所得税において青色申告の承認を受けている者にかぎり、損失の繰越控除と同一要件のものに繰越控除が認められるものであること。

附 則(平成2年税第124号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成11年税第139号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成11年度以後の年度分の個人事業税について適用し、平成10年度分までの個人事業税については、なお従前の例による。

附 則(平成16年税第325号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年税第30号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成24年課税第206号)

この通達は、通知の日から施行する。